

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四条第二項及び第三項、第九条の二第三項、第十条第二項第一号から第三号まで並びに第十八条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項第二号中「という。」の下に「及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）」を加え、同条第二項中「南極海域」の下に「又は北極海域」を加える。

第三条に次の一項を加える。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従って排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従って

排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

第四条に次の一項を加える。

- 4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

第四条の二に次の一項を加える。

- 6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域

に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

第十一条の十の表第一号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改める。

別表第一の五に次のように加える。

北極海域
北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域

別表第一の七第一号及び第二号中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同表第三号中「南極海域

以外の海域」を「全ての海域（南極海域及び北極海域を除く。）」に改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

別表第二第一号中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同号の表第一号中「並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ」を「及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ」に、「及び第二号において」「を」「第二号、第四号及び第五号において」「に、「すべて」を「全て」に改め、同表第二号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二第二号の表以外の部分中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同表第一号中「船舶から」を「船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から」に改め、「基線」の下に「及び定着氷」を、「超える海域」の下に「並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域」を加え、同表第二号中「船舶」の下に「（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）」を、「基線」の下に「及び定着氷」を、「超える海域」の下に「並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域」を加え、同表第三号中「前二号」を「前各号

」に改め、同号を同表第六号とし、同表第二号の次に次の三号を加える。

<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>
<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>

<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>
--	-------------------	---

別表第二備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

<p>南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外</p>	<p>イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎</p>
---	----------------------------------

別表第二の二第一号中

側十二海里以遠の海域

装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。

ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。

ハ 当該船舶の航行中に排出すること。

を

極海域（海洋施設等周辺海域を除く）

イ 国土交通省令で定める技術

<p>極海域のうち全ての国の領海の基 、氷棚及び定着氷からその外側十</p>	<p>。のうち領海の基線及び定着氷 らその外側十二海里以遠の海域</p>
<p>イ 粉碎式排出方法により排 出すること。</p>	<p>術上の基準に適合する粉碎 装置で処理して排出するこ と（以下「粉碎式排出方法 」という。）。 ロ 国土交通省令で定める加 熱殺菌その他の殺菌するた めの措置を講じて排出する こと。 ハ 当該船舶の航行中に排出 すること。 ニ 氷上に排出しないこと。</p>

に改め、同表第二号中

甲海域並びに  
北海海域、ガ  
及び拡大カリ  
の領海の基線  
以遠の海域並  
設等周辺海域  
の基線からそ  
海域

海里以遠の海域

ロ 当該船舶の航行中に排出  
すること。  
ハ 氷上に排出しないこと。

バルティック海海域、  
ルフ海域、地中海海域  
ブ海域のうち全ての国  
からその外側十二海里  
びに南極海域（海洋施  
を除く。）のうち領海  
の外側十二海里以遠の

イ 粉碎式排出方法により排  
出すること。  
ロ 当該船舶の航行中に排出  
すること。

を

南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ 粉
甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国	イ 粉 ロ 出 当

碎式排出方法により排出すること。

該船舶の航行中に排出すること。

上に排出しないこと。

碎式排出方法により排出すること。

該船舶の航行中に排出すること。

の領海の基線からその外側十二海里  
以遠の海域

する

に改め、同表備考第九号中「拡大カリブ海域」の下に「北極海域」を加え、同

号を同表備考第十号とし、同表備考中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同表備考第三号中「拡大カリブ海域」の下に「北極海域」を加え、同号を同表備考第四号とし、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三第一号中「並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域」を「南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域」に改め、同表第二号及び第三号中「拡大カリブ海域」の下に「北極海域」を加え、同表第五号中「並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域」を「南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域」に改め、同表第六号中「拡大カリブ海域」の下に「北極海域」を加え、同表備考第一号中「又は拡大カリブ海域」を「拡大カリブ海

域又は北極海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第四号」を「別表第二の二備考第五号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第七号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第二の二備考第八号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同表備考第十号中「別表第二備考第二号」を「別表第二備考第三号」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

別表第四各号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び北極海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第三号」を「別表第二の二備考第四号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第四号」を「別表第二の二備考第五号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第七号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第二の二備考第八号」に改め、同表備考第

七号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同表備考第九号中「別表第二の二備考第九号」を「別表第二の二備考第十号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

#### 附 則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。



## 理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤの改正に伴い、北極海域の範囲及び当該海域における船舶等からの油等の排出基準を定めるとともに、南極海域における船舶からのふん尿等の排出の規制を強化する等の必要があるからである。